

## ○津山圏域資源循環施設組合行政執行適正化推進要綱

平成24年1月27日

津山圏域資源循環施設組合訓令第1号

### (目的)

第1条 この要綱は、組合の事務事業に対する不当要求行為等に組織的に対処し、その被害を未然に防止することにより、行政執行の適正化の推進及び職員の安全を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、暴力行為等社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した行為及び公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為により要求の実現を図る行為並びにこれらに類する行為をいう。

2 前項の「暴力行為等社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した行為及び公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 暴力行為又は脅迫行為
- (2) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により、他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
- (4) 正当な理由がないにもかかわらず権利があるとする行為
- (5) 理由のいかんを問わず、目的を達成するための行為を執拗に繰返す行為
- (6) 正当な手続によることなく、職員に作為又は不作為を求める行為
- (7) 書面、街宣活動等により組合の業務を妨害するおそれのある行為
- (8) 事務所等の保全及び事務所等における秩序の維持に支障を生じさせるおそれのある行為

### (職員の責務)

第3条 職員は、職務の遂行に当たり、何人に対しても法令遵守の姿勢を堅持するとともに、当該職員の所管する事務事業について十分に説明し、理解が得られるよう努力するものとする。

2 職員は、公務員が全体の奉仕者であることを自覚するとともに、不当要求行為等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。

3 職員は、不当要求行為等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに所属長又は第5条に規定する行政執行適正化推進責任者に報告しなければならない。

4 職員は、不当要求行為等が、自己又は関係職員の身体の安全に対する急迫な違法行為による場合には、直ちに警察へ緊急通報を行うなど、適切な措置を講じなければならない。

5 前2項の規定は、自己以外の職員が不当要求行為等を受けていることを認知した職員についても同様とする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、その職務の重要性を自覚し、所属する職員の職務の公正な遂行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

2 所属長は、それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに事実関係を確認し、適法かつ公正な職務の遂行を確保するために次条に規定する行政執行適正化推進責任者と協議し、必要な措置を講じるとともに、当該不当要求行為等の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認めるときは、所定の報告書に係る書類を添えて、第6条に規定する津山圏域資源循環施設組合行政執行適正化推進委員会に報告しなければならない。

3 所属長は、不当要求行為等に関する記録を整理し、適切に保管するとともに、異動に際しては後任者に確実に引継がなければならない。

(行政執行適正化推進責任者の設置)

第5条 職場における不当要求行為等による被害を防止するとともに適切な措置を講ずるため、事務局に行政執行適正化推進責任者(以下「責任者」という。)を置く。

2 責任者は、事務局の業務を統括的に管理する立場にあり、正義感が強く、かつ、意思表示を明確にできる職員の中から、事務局長が指名する。

3 責任者は、それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに事実関係を確認し、適法かつ公正な職務の遂行を確保するために、所属長と協議し、責任者が中心となって必要な措置を講じるとともに、不当要求行為等の防止及び対策に関する事務局内の総括、連絡調整、情報交換、相談及び指導並びに次条に規定する津山圏域資源循環施設組合行政執行適正化推進委員会との連絡調整等を行うものとする。

4 責任者は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第14条第1項に規定する不当要求防止責任者を兼ねるものとする。

(津山圏域資源循環施設組合行政執行適正化推進委員会の設置等)

第6条 組合の事務事業における不当要求行為等に対し迅速かつ的確に対応し、その被害を防止することに関し必要な事項について審議するため、津山圏域資源循環施設組合行政執行適正化推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 不当要求行為等に対する統一的な対応方針等の決定に関すること。

(2) 第4条第2項の規定に基づく報告に関する対応方針及び事後措置の協議検討に関すること。

(3) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか目的達成に必要なこと。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副管理者（津山市副市長）をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、事務局長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、参事級以上の職員をもって充てる。

5 委員会に顧問を置き、必要により助言を求めることができる。

(委員会の会議等)

第8条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 委員会は必要があると認めるときは、関係職員その他関係者の説明又は意見を聴くことができる。

3 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(不当要求行為等の行為者への措置)

第9条 管理者その他の執行機関は（以下「管理者等」という。）は、委員会の協議結果に基づき不当要求行為等の行為者に対して、文書による警告等を行うものとする。

2 管理者等は、競争入札の参加資格を有する業者若しくは随意契約の相手となる業者又は当該業者の役員若しくは従業員に対して前項の警告等を行ったときは、当該事業者に対して指名停止等必要な措置を講ずるものとする。

3 管理者等は、委員会の協議結果に基づき必要と認めるときは、告訴、告発、仮処分の申請、訴えの提起等の法的措置を講ずるものとする。

(職員への配慮等)

第10条 管理者等は、職員が第3条第3項の規定に基づく報告を行ったことにより、当該職員が正当な理由なく不利益な取扱いを受けることがないように必要な配慮を行わなければならない。

2 管理者等は、職員がその正当な職務行為に起因して、不当要求行為等の行為者等から個人として職場内外で不当な権利侵害を受けることがないように必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、不当な権利侵害を受けることとなった職員に対し、関係機関への連絡、弁護士のあっせん等の必要な援助をするものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

付 則（平成26年3月18日 訓令第1号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

付 則（平成30年1月19日訓令第1号）  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。